

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

ふれあい交流広場管理要綱

(機能訓練運動場)

(総則)

第1条 この要綱は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の管理しているふれあい交流広場の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ふれあい交流広場は、明るく豊かな地域社会を実現するため、町民の健康増進及び地域福祉活動を推進し、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第3条 広場の名称は、ふれあい交流広場（機能訓練運動場）とする。

(使用の許可)

第4条 ふれあい交流広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用申込書を本会会長に提出し使用許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 ふれあい交流広場の使用料については、次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は団体については、無料とする。
- (2) 町外に住所を有する個人又は団体については、一人1回100円とする。ただし、20名以上の団体については、2,000円とする。
- 2 会長が特に認めた場合は、使用料の減額又は免除することができる。

(使用の不許可)

第6条 会長は、次の各号の一に該当するときは、使用を禁ずる。

- (1) 他人に危害を及ぼし又は、秩序風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 危険物、又は他人に迷惑になる物品を携行し、広場等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上不適当と認められるとき。

(使用許可の順位)

第7条 使用許可の順位は、申込順によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。